

官報

昭和四十五年十二月十一日

○第六十四回 衆議院会議録 第八号

昭和四十五年十二月十一日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和四十五年十二月十一日

午後二時開議

第一 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等

に関する法律案(内閣提出)

第二 下請中小企業振興法案(第六十三回国

会、内閣提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 昭和四十五年度分の地方交付税の特

例等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 下請中小企業振興法案(第六十三回国

会、内閣提出)

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

検察官の報酬等に関する法律等の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

額に五百五十億円を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額

とする。昭和四十五年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位 費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一、七〇〇、〇〇〇〇〇円
二 土木費	1 道路橋りょう	一平方メートルにつき	六〇五〇
	(1) 経常経費	一メートルにつき	一、〇四〇〇〇
	(2) 投資的経費	一メートルにつき	一八四〇
2 河川費	(1) 経常経費	一メートルにつき	一四〇〇〇
	(2) 投資的経費	一メートルにつき	一四〇〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費	一メートルにつき	五、三三〇〇〇
	(2) 投資的経費	一メートルにつき	二、〇〇〇〇〇
4 その他の土木費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一一六〇〇
5 その他の経費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
6 その他の経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	一〇〇〇〇
7 その他の経費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
8 その他の経費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
9 その他の経費	人口	一人につき	一〇〇〇〇
10 教育費	学校数	一人につき	七六〇、二四〇〇〇
11 小学校費	教職員数	一校につき	一一三、〇〇〇〇〇
12 中学校費	教職員数	一人につき	七三一、三三〇〇〇
13 教育費	教職員数	一人につき	一〇〇〇〇〇〇

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

道府県										学校数
3 高等学校費		(1) 経常経費		(2) 投資的経費		4 費 その他の教育費		4 費 その他の教育費		
4 (2) (1) 3 水産行政費	商工行政費	1 農業行政費	1 農業経費	2 林野行政費	2 (1) 経常経費	2 (2) 投資的経費	3 生活保護費	3 厚生労働費	4 社会福祉費	4 (1) 経常経費
水産業者数	水産業者数	農家数	耕地の面積	林野の面積	林野の面積	失業者数	人口	町村部人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一戸につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一一三、〇〇〇〇〇	一一三、〇〇〇〇〇	一、三一八、五〇〇〇〇	九、六四〇〇〇〇〇	八、〇〇〇〇〇〇〇	八、〇〇〇〇〇〇〇	三三八〇〇〇〇〇	三九五、五五〇〇〇〇	八八一〇〇〇〇〇	六二〇〇〇〇〇〇	九九〇〇〇〇〇〇

六 その他の行政費										道府県税の税額
1 徵稅費		2 恩給費		3 その他の諸費		4 特別事業債償還費		5 災害復旧費		
4 (2) (1) 3 水産行政費	商工行政費	1 農業行政費	1 農業経費	2 林野行政費	2 (1) 経常経費	2 (2) 投資的経費	3 生活保護費	3 厚生労働費	4 社会福祉費	4 (1) 経常経費
水産業者数	水産業者数	農家数	耕地の面積	林野の面積	林野の面積	失業者数	人口	町村部人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一戸につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一一二〇〇〇〇〇〇	一一二〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇〇〇〇	一三、七七〇〇〇〇〇	一三、七七〇〇〇〇〇	七一四〇〇〇〇〇〇	七一六〇〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇〇〇〇	三三五〇〇〇〇〇〇	八八一〇〇〇〇〇〇
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
一七〇、〇〇〇〇〇〇〇	一七〇、〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇〇〇〇	九五〇〇〇〇〇〇〇	六二〇〇〇〇〇〇〇	六二〇〇〇〇〇〇〇	一一三五〇〇〇〇〇〇	一一三五〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇〇〇	九九〇〇〇〇〇〇〇

官 報 (号 外)

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十五年十一月十一日 衆議院会議録第八号

	(2) 投資的経費	面積	人口	一平方キロメートルにつき
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため地方債に許可された元利償還金	千円につき	一人につき	一一〇、〇〇〇
八 特定債償還費	特定債償還費の財源に充てるため地方債に許可された元利償還金	千円につき	一人につき	四一〇〇〇
九 辺地対策事業債 償還費	辺地対策事業費等特定の事業費の財源に充てるため地方債に許可された元利償還金	千円につき	一平方キロメートルにつき	五〇、〇〇〇
十 費 特別事業債償還費	特別事業債償還費の事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十年度におい、特別に許可された地方債の額	千円につき	九五〇〇〇〇〇	九五〇〇〇〇〇

七十七号)」を「昭和四十五年度分の地方交付税

ります。

二〇六

の特例等に關する法律（昭和四十五年法律第二号）」に改める。

本案は、去る十一月二十七日当委員会に付託され、十二月三日秋田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なつたのであります。昨十日、質疑を終了し、討論の申し出もなく、

理由

すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

に、普通交付税の額の算定

○議長(船田中君) 採決いたします。

四十六年度分の地方交付税の総額の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理

「賛成者已立」

議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地

○議長(船田中巻) 起立多数 よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

日程第二 下請中小企業振興法案（第六十三回国会、内閣提出）

〔菅太郎君登壇〕

法案を議題といたします。

菅太郎君　ただいま議題となりました昭和四十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律案にきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

右
国会に提出する。

本家は、日本の税制の絶大改定に際して、地方公務員の給与改定が行なわれることに伴う必要な源を地方公共団体に付与しようとするものであ

白鶴齋文集

既定の額に政府資金からの借り入れ金五百五

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効

なお、この借り入れ金五百五十億円は昭和四十
年度分の交付税総額から減額することとしてお

國り、もつて國民經濟の健全な發展に寄与する」とを目的とする。

第二条 昭和四十六年度分の地方交付税の総額の特例
交付すべき地方交付税の総額は、法附則第九項
の規定にかかるらず、同項の規定により算定し
た額から五百五十億円を減額した額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

法附則第八項の規定により算定した昭和四十
五年度分として交付すべき地方交付税の総額が
増加することとなつた場合において、その増加
額の百分の九十四に相当する額が五百五十億円
未満であるときは、第一条第一項及び第二項並
びに第一条中「五百五十億円」とあるのは、「五

百五十億円から法附則第八項の規定により算定した昭和四十五年度分として交付すべき地方交付税が増加することとなつた場合におけるその増加額の百分の九十四に相当する額を控除した額」とし、その増加額の百分の九十四に相当する額が五百五十億円以上であるときは、これら の規定は、その増加することとなつた日にその効力を失うるものとする。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第

及び結果を御報告申し上げます。本案は、国家公務員の給与改定に準じて、地方公務員の給与改定が行なわれることに伴う必要な財源を地方公共団体に付与しようとするものであります。

すなわち、昭和四十五年度に限り、交付税の総額は、既定の額に政府資金からの借り入れ金五百五十億円を加算した額とし、この加算額を普通交付税として交付することともに、単位費用の改定を行なおうとするものであります。

なお、この借り入れ金五百五十億円は昭和四十六年度分の交付税総額から減額することとしてお

国会に提出する。
昭和四十五年三月二十四日
内閣總理大臣 佐藤 義作
(目的)
下請中小企業振興法

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

官 報 (号 外)

第十二条 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関する必要な指導及び助言を行なうよう努めるものとする。

一 下請取引のあつせんを行なうこと。

二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応すること。

三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

第十二条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するよう努めるものとする。

（主務大臣等）

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定によ

2 この法律における主務省令は、指定事業及び
その指定事業について第二条第二項第一号又は
第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業
を所管する大臣の発する命令とする。

3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとする
ときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管
する大臣に協議するとともに、中小企業近代化
審議会の意見をきかなければならない。

(罰則)

第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処
する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、
その法人に対しても同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十
三号)の一部を次のよろに改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別
振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七十一
号)」を「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律
号)」に改める。

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二
百六十四号)の一部を次のよろに改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

十 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第
一号)第五条第一項の承認を受けた事業
協同組合であつてその承認に係る同項の振興
事業を行なうもの及びその構成員であつて當
該振興事業に参加するもの(第一号から第三
号の二まで及び第六号から前号までに掲げる
ものを除く。)

第三条の四第一項中「第一号の事業」の下に「若しくは同項第十号の振興事業」を加える。

て、主務大臣の承認を受けることができる」とと
し、政府は、承認を受けた振興事業計画の実施を
促進するため、資金の確保またはその融通のあつ
せんにつとめるとともに、税制上特別の助成措置
を講ずること。

第三は、国及び都道府県は、下請取引のあつせ
ん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう
下請企業振興協会に対し、必要な指導、助言を行な
うようつとめるとともに、下請企業振興協会は、
その業務が公正的確に、かつ、広域にわたり効率
的に行なわれるようつとめることとする。

二 下請取引のあつせんを行なうこと。
二 下請取引に関する苦情又は紛争について相
談に応ずること。

2 この法律における主務省令は、指定事業及び
その指定事業について第二条第二項第一号又は
第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業
を所管する大臣の発する命令とする。

3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとする
ときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管
する大臣に協議するとともに、中小企業近代化
審議会の意見をきかなければならない。

(罰則)

第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処
する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、
その法人に対しても同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十
三号）の一部を次のよろに改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別
振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一
号）」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律
号）」に改める。

3 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二
百六十四号）の一部を次のよろに改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第
一号）第五条第一項の承認を受けた事業
協同組合であつてその承認に係る同項の振興
事業を行なうもの及びその構成員であつて當
該振興事業に参加するもの（第一号から第三
号の二まで及び第六号から前号までに掲げる
ものを除く。）

第三条の四第二項中「第一号の事業」の下に「若しくは同項第十号の振興事業」を加える。

て、主務大臣の承認を受けることができる」とと
し、政府は、承認を受けた振興事業計画の実施を
促進するため、資金の確保またはその融通のあつ
せんにつとあるとともに、税制上特別の助成措置
を講ずること。

第三は、国及び都道府県は、下請取引のあつせ
ん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう
下請企業振興協会に対し、必要な指導、助言を行な
うようつとめるとともに、下請企業振興協会は、
その業務が公正的確に、かつ、広域にわたり効率
的に行なわれるようつとめるものとすること。
等であります。

本案は、第六十三回国会に提出され、繼續審査
となつたものであります。本国会においては、去
る十一月二十四日当委員会に付託され、昨日質疑
を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社
会党、公明党及び民社党の共同提案により、本案
の目的において下請中小企業の自主性の確保を明
確化すること等の修正案が提出され、採決の結
果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決
した次第であります。

なお、本案に対し、下請中小企業の自主性の確
保、下請取り引きの改善、下請企業振興協会の拡
充等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

下請中小企業振興法案に対する修正案(委
員会修正)

下請中小企業振興法案の一部を次のよう修正
する。

第一条中「推進することにより、」の下に「下請
関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が
自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最
も有效地に發揮することができるよう」を加える。

第三条第二項第四号を同項第六号とし、同項第
三号の次に次の二号を加える。

他取引条件の改善に関する事項

○議長(船田中君) 起立多数。
員長報告のとおり決しました。

五 下請事業者の組織化の推進に関する事項
第五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の
次に次の一項を加える。

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(船田中君) 日程第二、公職選挙法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
右
公職選挙法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和四十五年十一月一日

「第四十六条の二第一項中「地方公共団体の長」を改め、同条第二項中「第六項中」を「第五項中〔三日〕」とするのは「四日」と、「一日」とあるのは「三日」と、同条第六項中」に改める。

第四十九条中「旨を証明する」を削り、「投票区のある市町村の区域外」(選舉に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外)を「投票区の区域外」に改める。

第九十一条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市」、「前号の市」及び「第六号の市」を「指定都市」に改める。

第一百条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一百十五条第四項中「第一百条第五項〔無投票当選

「第二百一条の六第一項中〔政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。〕を削り、「散布を除く。」の下に「については、自治大臣に届け出たもの三種類以内」を加える。

第二百一条の七第一項及び第二項中「とする」を「とし、同項第六号の二の届出は、当該選挙に對して行ふる事務を管理する選舉管理委員会に對して行ふるものとする」に改める。

第二百一条の十三第一項中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員」に、「適用する」を「準用する」この場合において、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続いて発行されている期間が六月に満たないものについては、同条第一項中「通常の方法」とあるの

は、「通常の方法（政談演説会の会場においてする場合に限る。）」と読み替えるものとする」に改め、同条第二項中「氏名」の下に「その他政令で定める

事項^をを加え、同条を第二百一条の十四とする。
第二百一条の十二第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙について」を削り、同条を第二百一条の十三とし、第二百一

「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に改
「二百一一条の十第一項中「この章」を「本章」に、
条の十一を第二百一一条の十一とする。

め、同条第三項中「都道府県知事及び市長の選挙については」を「都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員及び市の長の選挙に

ついては、」に改め、同条第四項中「この章」を「本章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の

長」に、「選挙管理委員会の行なう」を「選挙管理委員会(指定都市の議会の議員の選挙について)は、

「選舉区」(都道府県の議会の議員及び指定都市の議會の議員の選挙にあつては、当該選挙の選舉区)を改め、同条第五項中「住所の下に」、本章の規定によるビラには、その表面に当該政党その他の

昭和四十五年十一月十一日 衆議院会議録第八号

公職選挙法の一部を改正する法律案

3 改正後の公職選挙法第二百一条の十四第一項

後段の規定は、同項の届出がされた機関新聞紙又は機関雑誌でこの法律の施行の日から当該選挙の期日の公示又は告示の日までの間引き続いて発行されているものについては、その公示又は告示の日がこの法律の施行の日から六月を経過した日までの間にかかるときは、適用しない。

理由

最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の期間中ににおける政党その他の政治団体の政治活動の適正化を図るため、機関紙誌及びビラの頒布、シンボル・マークの使用、都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙における政治活動等に關し所要の措置を講ずるほか、記号式投票及び不在者投票に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三に、確認団体が頒布することができる政治活動用ビラは、国会議員については三種類、その他の選挙については二種類をこえることができないこと。

第四に、都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙の際ににおける政党等の政治活動について国会議員選挙の際に準ずる制度を設けること。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の適正化などをはかるとするものであります。

かくて、昨十日質疑を終了、自由民主党奥野委員及び民社党門司委員の賛成討論、日本社会党阿

部委員、公明党一見委員及び日本共产党林委員の反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第

であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(船田中君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題

いたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第一項の規定による改正の適用を除く

改正する。

〔一般職の職員の給与に関する法律の一部改正〕

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように

改正する。

〔一般職の職員の給与に関する法律の一部改正〕

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和

二十五年法律第九十五号)の一部を次のように

改正する。

〔一般職の職員の給与に関する法律の一部改正〕

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

別表第一 行政職俸給表
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	115,900	86,000	—	—	—	39,800	34,500	26,200
2	121,600	90,100	75,300	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	127,300	94,300	78,600	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	133,100	98,700	81,900	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	138,900	103,100	85,300	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	144,700	107,500	88,700	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	150,500	111,900	92,100	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	156,300	116,300	95,500	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	162,100	120,700	98,900	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	167,900	124,800	102,300	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	172,200	128,900	105,500	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	175,500	132,300	108,600	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	178,800	135,200	111,700	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	181,500	137,600	114,800	98,800	83,400	70,800	58,300	41,500
15	184,200	140,000	117,000	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16		142,400	119,200	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17			121,400	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18				108,200	89,200	76,700	62,400	
19					110,200	90,500	77,900	63,400
20					112,200	91,800	79,100	
21						93,100	80,300	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	49,600	39,300	34,300	26,500	23,000
2	51,800	41,300	35,900	27,600	23,800
3	54,000	43,300	37,600	28,700	24,600
4	56,200	45,300	39,300	29,900	25,500
5	58,400	47,400	41,100	31,300	26,500
6	60,700	49,500	42,900	32,800	27,500
7	63,000	51,500	44,700	34,300	28,500
8	65,100	53,500	46,400	35,800	29,600
9	67,200	55,500	48,100	37,500	31,000
10	69,100	57,400	49,800	39,200	32,400
11	71,000	59,300	51,500	40,900	33,800
12	72,900	61,200	53,200	42,400	35,200
13	74,800	63,000	54,800	43,900	36,600
14	76,700	64,800	56,400	45,200	38,000
15	78,600	66,600	58,000	46,300	39,400
16	80,500	67,900	59,300	47,400	40,300
17	82,000	69,000	60,600	48,300	41,200
18	83,500	70,100	61,800	49,200	42,100
19	84,800	71,200	62,800	50,100	43,000
20	86,100	72,300	63,800	51,000	43,900
21	87,400	73,400	64,600	51,900	44,800
22	88,600	74,500	65,400	52,700	45,700
23	89,800	75,500	66,200	53,500	46,600
24	91,000	76,500	67,000	54,300	47,500
25	92,200	77,500	67,800	55,100	48,300
26				55,900	49,100
27					49,900
28					50,700
29					51,500
30					52,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	特等 3 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,700	—	—	—	—	45,500	38,200	29,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	31,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	32,900
5	116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,400	34,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,200	35,500
7	124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,000	36,700
8	129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	63,000	51,800	37,900
9	133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	53,600	39,000
10	137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	55,400	40,100
11	141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,300	57,200	41,500
12	145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	72,600	59,000	42,900
13	148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	74,900	60,800	44,000
14	151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	76,900	62,000	44,900
15	153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	78,400	63,200	45,800
16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	79,600		
17		140,700	129,400	115,100	95,900	80,800		
18			131,600	117,300	97,200			
19				119,300	98,500			
20				121,300	99,800			
21				123,300				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,700	—	—	—	—	39,500	34,800	31,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200	32,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600	33,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500	34,800
5	116,300	102,700	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800	36,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200	37,600
7	124,900	110,000	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600	39,500
8	129,100	113,500	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000	41,800
9	133,100	116,900	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400	44,100
10	137,100	120,300	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800	46,400
11	141,100	123,700	113,500	98,900	78,200	64,200	56,200	48,700
12	145,100	127,100	116,600	101,800	81,200	66,700	58,600	51,000
13	148,500	130,500	119,700	104,600	84,200	69,200	61,000	53,300
14	151,200	133,500	122,800	107,400	87,200	71,700	63,400	55,600
15	153,900	135,900	125,000	110,200	89,600	74,100	65,800	57,900
16	156,600	138,300	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100	60,200
17		140,700	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400	62,500
18			131,600	117,300	96,000	81,300	72,700	64,800
19				119,300	98,000	83,300	75,000	67,100
20				121,300	99,500	85,300	77,300	69,400
21					101,000	87,300	79,600	71,700
22					102,500	89,300	81,600	74,000
23					104,000	90,800	83,600	76,000
24					105,500	92,200	85,600	78,000
25						93,600	87,600	80,000
26						95,000	89,000	82,000
27						96,400	90,400	84,000
28							91,800	85,300
29							93,200	86,600
30							87,900	89,200
31								

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

二二四

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,700	—	—	—	—	45,500	38,200	29,500
2	103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,700
3	107,500	94,300	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	32,100
4	111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	33,500
5	116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,500	34,900
6	120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,700	36,400
7	124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,900	37,900
8	129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	63,000	53,100	39,500
9	133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	55,300	41,200
10	137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	57,300	42,900
11	141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,500	59,300	44,600
12	145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	73,000	61,300	46,300
13	148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	75,500	63,300	48,000
14	151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	77,700	65,300	49,700
15	153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	79,900	66,900	51,400
16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	81,400	68,500	53,100
17		140,700	129,400	115,100	95,900	82,600	69,800	54,800
18			131,600	117,300	97,200	83,800	71,000	56,500
19				119,300	98,500	85,000	72,200	58,200
20				121,300	99,800	86,200		59,300
21				123,300				60,400
22								61,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	111,300	88,600	69,900	55,700	42,700	31,300
2	116,200	93,100	73,600	59,000	45,000	32,700
3	121,100	97,600	77,300	62,300	47,300	34,600
4	126,000	102,100	81,000	65,600	49,900	36,600
5	130,900	106,600	84,700	68,900	52,500	38,600
6	135,800	111,100	88,400	72,100	55,100	40,600
7	140,700	115,600	91,900	75,300	57,700	42,600
8	145,600	120,100	95,400	78,400	60,200	44,600
9	150,500	124,600	98,900	81,500	62,700	46,500
10	154,800	129,000	101,900	84,600	65,100	48,400
11	159,100	133,300	104,900	87,100	67,300	50,300
12	162,000	137,500	107,800	89,600	69,400	52,200
13	164,800	141,700	110,700	91,800	71,500	53,800
14	167,500	144,900	112,700	94,000	73,400	55,400
15	170,200	147,700	114,600	96,200	75,300	56,800
16	172,900	150,300	116,500	98,100	77,000	58,200
17	175,600	152,900	118,400	100,000	78,700	59,600
18		155,500	120,300	101,900	80,400	61,000
19			158,100			62,400
20						63,600
21						64,800

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,900	43,100	34,300	26,500
2	56,600	45,000	36,000	27,600
3	59,400	47,000	37,700	28,700
4	62,200	49,000	39,400	29,900
5	64,800	51,200	41,200	31,300
6	67,200	53,800	43,000	32,800
7	69,600	56,400	44,900	34,300
8	72,000	59,000	46,800	35,900
9	74,100	61,600	48,700	37,600
10	76,100	64,100	50,600	39,300
11	78,100	66,500	52,800	41,000
12	80,100	68,700	55,000	42,700
13	82,100	70,700	57,000	44,500
14	84,100	72,500	59,000	46,300
15	86,100	74,100	61,000	48,100
16	88,100	75,700	62,900	49,900
17	89,900	77,000	64,700	51,700
18	91,400	78,300	66,500	53,500
19	92,900	79,500	67,800	54,700
20	94,400	80,700	69,100	55,900
21	95,800	81,900	70,400	56,900
22	97,200	83,000	71,500	57,900
23	98,600	84,100	72,600	58,900
24		85,200	73,600	59,900
25			74,600	
26			75,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	53,500	38,200	30,700
2	—	65,400	56,700	40,500	32,100
3	90,400	69,200	59,900	43,000	33,600
4	94,900	73,000	63,300	45,500	35,200
5	99,400	76,800	66,700	48,000	37,000
6	103,900	80,700	70,100	50,700	38,800
7	108,400	84,600	73,500	53,400	40,900
8	112,900	88,500	76,900	56,100	43,300
9	117,400	92,400	79,900	58,800	45,800
10	122,000	96,300	82,900	61,500	48,300
11	126,600	99,700	85,800	64,200	50,800
12	131,200	103,000	88,500	66,900	53,300
13	135,800	106,000	91,200	69,600	55,800
14	140,400	109,000	93,900	72,000	58,300
15	145,000	111,800	96,300	74,400	60,800
16	149,600	114,600	98,700	76,800	63,300
17	154,200	117,400	101,100	79,200	65,800
18	158,600	120,200	103,500	80,900	68,300
19	162,800	122,700	105,900	82,600	70,600
20	167,000	125,200	108,300	84,300	72,800
21	171,200	127,500	110,700	86,000	74,500
22	175,000	129,800	112,800	87,700	76,200
23	178,800	132,100	114,900	89,400	77,600
24	181,500	134,000	117,000	91,100	79,000
25	184,200	135,900	118,600	92,500	80,200
26		137,800	120,200	93,900	81,400
27		139,700	121,800	95,300	82,600
28		141,600		96,700	83,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

口 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 級	給 月 額	俸 級	給 月 額	俸 級	給 月 額
1		円		円		円
2		—		36,100		28,400
3		73,300		38,200		29,500
4		76,300		40,200		30,700
5		79,300		42,200		31,900
6		82,600		44,300		33,400
7		85,900		46,400		35,000
8		89,400		48,500		36,800
9		92,900		51,000		38,700
10		96,400		53,500		40,600
11		99,900		56,000		42,500
12		103,400		58,800		44,600
13		106,900		61,600		46,700
14		110,400		64,400		49,100
15		113,900		67,200		51,500
16		117,400		70,100		53,900
17		120,900		73,000		56,300
18		124,400		75,900		58,700
19		127,500		78,900		61,100
20		130,600		81,900		63,500
21		133,700		84,900		65,600
22		136,700		87,900		67,700
23		139,600		90,700		69,800
24		142,500		93,500		71,900
25		145,000		96,300		73,700
26		147,500		99,100		75,400
27		150,000		101,900		77,100
28				104,700		78,400
29				107,100		79,700
30				109,500		81,000
31				111,600		82,200
32				113,700		83,400
33				115,800		84,600
34				117,800		85,800
35				119,800		87,000
36				121,300		88,200
37				122,800		89,400
38				124,300		90,600
39				125,800		
				127,300		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1等級	2等級	3等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円一	31,900	28,400
2	60,700	34,000	29,500
3	63,500	36,100	30,700
4	66,300	38,200	31,900
5	69,200	40,100	33,400
6	72,100	42,000	35,000
7	75,000	44,000	36,800
8	77,900	46,000	38,700
9	80,900	48,000	40,600
10	83,900	50,400	42,500
11	86,900	52,800	44,400
12	89,700	55,300	46,300
13	92,500	58,000	48,200
14	95,300	60,700	50,100
15	98,100	63,400	52,000
16	100,900	66,200	53,900
17	103,700	69,000	55,800
18	106,100	71,800	57,700
19	108,500	74,600	59,500
20	110,700	77,000	61,300
21	112,900	79,400	62,400
22	115,000	81,800	63,500
23	117,000	84,000	64,600
24	119,000	86,000	65,700
25	120,500	87,800	66,800
26	122,000	89,500	67,900
27	123,500	91,200	69,000
28	125,000	92,900	
29	126,500	94,600	
30		96,200	
31		97,800	
32		99,400	
33		100,900	
34		102,400	
35		103,900	
36		105,300	
37		106,700	
38		108,100	
39		109,500	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

二二八

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

二一九

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	126,500	—	53,500	40,200	31,900
2	131,100	73,000	56,700	42,400	34,000
3	135,700	76,800	59,900	44,600	36,100
4	140,300	80,700	63,300	46,900	38,200
5	144,900	84,600	66,700	49,200	40,200
6	149,500	88,500	70,100	51,700	42,200
7	154,100	92,400	73,500	54,200	44,300
8	158,600	96,400	76,900	56,700	46,400
9	162,800	100,400	80,700	59,500	48,500
10	167,000	104,400	84,600	62,300	50,900
11	171,200	108,400	88,500	65,100	53,300
12	175,000	112,900	92,400	67,900	55,700
13	178,800	117,400	96,300	70,800	58,100
14	181,600	122,000	99,700	73,700	60,500
15	184,300	126,600	103,000	76,600	62,900
16		131,200	106,000	79,500	65,100
17		135,800	109,000	82,400	67,300
18		140,400	111,800	85,800	69,500
19		145,000	114,600	88,100	71,700
20		149,600	117,400	90,900	73,600
21		153,500	120,200	93,700	75,500
22		156,300	122,700	96,500	77,200
23		159,100	125,200	99,300	78,900
24		161,900	127,000	102,100	80,200
25		164,600	128,800	104,900	81,500
26		167,300	130,600	107,300	82,800
27		170,000	132,400	109,700	84,100
28			134,200	111,800	85,400
29			136,000	113,900	
30				116,000	
31				118,000	
32				120,000	
33				121,500	
34				123,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	35,200	30,700	26,200
2	—	—	37,100	32,000	27,300
3	—	—	39,200	33,400	28,400
4	89,000	60,800	41,600	34,800	29,500
5	93,100	64,300	44,200	36,500	30,700
6	97,200	67,800	46,900	38,400	32,000
7	101,400	71,300	49,600	40,500	33,400
8	105,800	74,800	52,400	42,800	34,800
9	110,800	78,100	55,300	45,200	36,100
10	115,800	81,400	58,200	47,700	37,400
11	120,800	84,600	61,100	50,200	38,700
12	126,000	87,800	64,000	52,900	40,000
13	131,200	91,000	66,900	55,600	41,300
14	136,400	93,800	69,800	58,300	42,500
15	141,600	96,500	72,600	60,800	43,700
16	146,600	99,000	75,400	63,300	44,700
17	151,600	101,500	78,200	65,500	45,700
18	156,600	103,800	80,700	67,700	
19	161,000	106,100	83,200	69,900	
20	165,200	108,100	85,600	71,800	
21	168,900	110,100	87,700	73,500	
22	172,500	112,100	89,400	75,200	
23	176,100	114,000	91,100	76,600	
24	178,800	115,900	92,800	77,900	
25	181,500	117,800	94,400	79,100	
26		119,700	96,000	80,300	
27		121,600	97,600		
28		123,500			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	115,900	85,000	—	46,500
2	120,400	89,200	72,600	50,000
3	124,900	93,400	76,600	53,500
4	129,400	97,900	80,800	57,000
5	133,900	102,400	85,000	60,900
6	138,400	106,900	89,200	64,800
7	142,900	111,400	93,400	68,700
8	147,400	115,900	97,700	72,600
9	151,100	120,400	102,000	76,500
10	155,200	124,900	106,300	80,400
11	159,300	129,400	110,600	84,300
12	163,300	133,400	114,100	87,300
13	167,300	137,400	117,600	90,300
14	171,300	141,400	121,100	93,300
15	174,900	145,300	124,100	96,300
16	178,300	148,300	127,100	99,300
17	181,700	151,300	130,100	102,300
18	184,400	154,300	133,100	105,300
19	187,100	156,600	134,900	107,400
20		158,900	136,700	109,500
21		161,200	138,500	111,000
22		163,500	140,300	112,500
23			142,100	
24			143,900	114,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	88,900	64,900	44,800	35,100	30,700	27,300
2	93,300	68,200	47,500	36,700	32,100	28,400
3	97,700	71,500	50,200	38,500	33,500	29,500
4	102,200	74,800	53,000	40,400	34,900	30,700
5	106,700	78,200	55,800	42,500	36,500	31,900
6	111,200	81,600	58,600	44,600	38,300	33,200
7	115,700	85,000	61,400	46,900	40,200	34,500
8	119,700	88,300	64,300	49,400	42,200	35,800
9	123,700	91,500	67,200	51,900	44,200	36,900
10	127,400	94,700	70,100	54,400	46,200	37,900
11	131,100	97,400	73,000	56,900	48,200	38,900
12	134,100	100,000	75,900	59,400	50,000	39,800
13	136,900	102,500	78,600	61,900	51,800	40,700
14	139,300	105,000	81,300	64,200	53,600	
15	141,700	107,100	83,400	66,500	55,400	
16	144,100	109,200	85,500	68,800	57,200	
17		111,200	87,000	70,800	58,300	
18		113,200	88,500	72,800	59,400	
19		115,200	89,900	74,300	60,400	
20		117,200	91,300	75,500	61,400	
21			92,700	76,600		
22			94,100	77,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号	特1等級 俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 74,800	円 55,600	円 45,300	円 32,900	円 28,000
2	77,800	58,300	47,600	34,600	29,200
3	80,800	61,000	50,100	36,300	30,600
4	83,900	63,700	52,600	38,000	32,000
5	87,000	66,400	55,100	39,700	33,400
6	90,100	69,100	57,600	41,500	34,900
7	93,200	71,800	60,100	43,300	36,600
8	96,300	74,500	62,500	45,200	38,300
9	99,300	77,200	64,900	47,100	40,000
10	102,300	79,800	67,300	49,000	41,800
11	105,000	82,400	69,700	50,900	43,600
12	107,700	85,000	72,100	52,800	45,500
13	110,400	87,300	74,500	54,700	47,400
14	112,600	89,600	76,500	56,600	49,300
15	114,800	91,500	78,200	58,500	51,100
16	117,000	93,400	79,900	60,000	52,700
17	119,000	95,300	81,300	61,500	54,100
18	121,000	96,900	82,700	63,000	55,100
19	123,000	98,500	84,100	64,400	56,100
20		100,100	85,300	65,800	57,100
21		101,500	86,500	66,800	58,100
22		102,900	87,700	67,800	59,100
23		104,300	88,900	68,800	60,100
24		105,600		69,800	
25		106,900		70,800	
26		108,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十六条項を第十六項とし、第二十七項を第十七項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第十八項とし、第三十項から第三十九項までを十一項ずつ繰り上げ、第四十項を削り、第四十一項を第二十九項とし、第四十二項を第三十項とし、第四十三項を第三十一項とする。
 (一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

附則第七項から附則第十四項までを削り、附則第十五項中「改正前の昭和三十二年改正法」を第一号の一部を次のように改正する。
 「第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」に、「指定職甲欄適用職員」を「同法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」

別表第八 指定職俸給表

号	俸給月額	
	甲	乙
1	円 280,000	円 168,000
2	300,000	186,000
3	320,000	204,000
4	340,000	222,000
5	360,000	240,000
6	380,000	260,000
7	400,000	280,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

1 (施行期日等)
 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律の規定は、附則第二十項までを八項ずつ繰り上げる。
 第四十六年一月一日から、第一条中同法第八条第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第二号)の施行日の前日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後的一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第六十七号)、第二百四条第二項中調整手当に係る部分、附則第六条の二及び附則第六条の四を除く。)の規定、附則第十七項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)、第一項中調整手当に係る部分を除く。)の規定及び附則第二十項の規定による改正後のべき地教育振興法(昭和二十九年法律第二百四十三号)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。
 (指定職俸給表の乙欄の俸給月額の切替え)
 3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」といいう。)の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給

月額は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、人事院が定める。

(特定期の号俸の切替え等)

4 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表(一等級又は研究職俸給表の一等級若しくは二等級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けたこととなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることは、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日

において職務の等級を異にする異動等をしたもののとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当に関する経過措置)

9 改正後の法第十一条の五の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

(特地勤務手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事院規則で定めるところにより、改正後の法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額に關し特例を定めることができる。

(給与の内扱)

11 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の法の規定による特地勤務手当の内扱とみなす。

(人事院規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(國家公務員災害補償法の一部改正)

13 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地勤務手当(同

法第十三条の三の規定による手当を含む。)」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に關する国家公務員災害補償法第四条の規定の適用については、同条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第4号)以下「昭和四十五年改正法」という。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の規定による暫定手当を含む。)」と「(同法第十三条の三の規定による手当を含む。)」とあるのは「(一般職の職員の給与に関する法律第十三条の三の規定による手当及び昭和四十五年改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十三条の二の規定による隔遠地手当を含む。)」とする。

(大学の運営に関する臨時措置法の一部改正)

14 大学の運営に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「暫定手当」を「住居手当」に改める。

(地方自治法の一部改正)

15 第八条第二号中「暫定手当」を「住居手当」に改める。

(扶養手当)

16 第二百四条第二項中「扶養手当」の下に、「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特地勤務手当(これに準する手当を含む。)、へき地手当(これに準する手当を含む。)」に改めようとする。

(へき地教育振興法の一部改正)

17 第六条の二削除

第六条の二削除

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第六条の四削除

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第六条第三項中「扶養手当」の下に「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特地勤務手当(これに準する手当を含む。)、へき地手当(これに準する手当を含む。)」に改める。

(へき地教育振興法の一部改正)

20 第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

(へき地手当)

21 第五条の二「都道府県は、条例で定めるところにより、文部省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校及びこれに準する学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員に対して、へき地手当を支給しなければならない。

22 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し調整手当が支給される地域に所

在する場合におけるへき地手当と調整手当その他の手当との調整等に關し必要な事項は、

む。)、へき地手当(これに準する手当を含む。)に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に關する地方公務員災害補償法第二条の規定の適用については、同条第三項中「特地勤務手当(これに準する手当を含む。)」とあるのは「特地勤務手当(これに準する手当を含む。)」とあるの職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第4号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第六十七号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項に規定する隔遠地手当を含む。)とする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

法律(昭和四十五年法律第6号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

18 第二百四条第二項に規定する隔遠地手当を含む。)とする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

19 第一条中「扶養手当」の下に「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特地勤務手当(これに準する手当を含む。)、へき地手当(これに準する手当を含む。)」に改めようとする。

(へき地教育振興法の一部改正)

20 第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

(へき地手当)

21 第五条の二「都道府県は、条例で定めるところにより、文部省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校及びこれに準する学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員に対して、へき地手当を支給しなければならない。

22 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し調整手当が支給される地域に所

在する場合におけるへき地手当と調整手当その他の手当との調整等に關し必要な事項は、

文部省令で定める基準に従い、条例で定め
る。

第五条の三 都道府県は教員又は職員（以下「教職員」という。）が在勤地を異にして異動した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がべき地学校等又は特別の地域に所在する学校で文部省令で定める基準に従い条例で指定する学校に該当するときは、当該教職員には、文部省令で定める基準に従い条例で定めることにより、当該異動又は学校の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して三年を経過する際文部省令で定める基準に従い条例で定める条件に該当する者にあつては、さらに三年以内の期間）、給料及び扶養手当の合計額の百分の四をこえない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

2
都道府県は新たにべき地学校等又は前項の規定により学校に勤務する教職員のうち、こととなつた学校で勤務する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、文部省令で定める基準に従い条例で定めることにより、同項の規定に準じて、べき地手当に準する手当を支給しなければならぬ

(へき地手当に関する経過措置)
切替期間において、前項の規定による改正前の
へき地教育振興法第五条の二の規定によるへ
き地手当を受けている期間がある教員又は職員
について必要がある場合には、文部省令で定め
る基準に従い条例で定めるところにより、同項
の規定による改正後の同法第五条の二の規定
によるへき地手当の額に関する特例を定めること
である。

〔国際機関等に派遣される一般職の国家公務員
の処遇等に関する法律の一部改正〕
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員
の処遇等に關する法律の一部を次のようく改正
する。
第五条第一項及び附則第五項中「調整手当」の
下に「住居手当」を加える。

別表第一

区分		旧号俸	切替日に おける号 俸
職務の等級			
俸給表	教育職俸 給表(一)	1等級	2号俸
研究職俸 給表		1等級	2号俸
			4号俸
		3号俸	4号俸
		2等級	2号俸
			4号俸
		3号俸	4号俸

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和四十五年八月十四日付勅告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改正し、並びに初任給調整手当、調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改正を行なうとともに、住居手当を新設し、あわせて一定年齢をこえる職員の昇給制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律案
国会に提出する。
昭和四十五年十一月二十七日

內閣總理大臣

內閣總理大臣

佐藤
榮作

1

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

第三条第二項中「四十七万円」を「四十八万三千一百円」に改める。

第四条第一項中「七千一百円」を「八千三百円」に改める。「一万二千四百円」を「一万六千四百円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

第九条中「七千一百円」を「八千三百円」に改める。

官	職	名	俸 給	月 額
内閣總理大臣			六六六、五〇〇円	
國務大臣			四八三、一〇〇円	
会計検査院長			四二〇、〇〇〇円	
人事院總裁				
内閣法制局長官				
公正取引委員会委員長				
官内庁長官				
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院總裁を除く。)				
政務次官				
内閣官房副長官				
総理府總務副長官				
侍従長				
国家公安委員会委員				
公正取引委員会委員				
土地調整委員会委員長				
地方財政審議会会长				
中央公害審査委員会委員長				
式部官長				
土地調整委員会委員				
首都圈整備委員会の常勤の委員				
社会保険審査会の委員長及び委員				

官 職 名	俸 級 月 額	官 職 名	俸 級 月 額
八号俸	一四〇、五〇〇円	東宮大夫	三四〇、〇〇〇円
九号俸	一四〇、五〇〇円	運輸審議会委員	三四〇、〇〇〇円
十号俸	一四〇、五〇〇円	中央公害審査委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十一号俸	一四〇、五〇〇円	土地鑑定委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十二号俸	一四〇、五〇〇円	科学技術会議の常勤の議員	三四〇、〇〇〇円
十三号俸	一四〇、五〇〇円	宇宙開発委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十四号俸	一四〇、五〇〇円	原子力委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十五号俸	一四〇、五〇〇円	公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	三四〇、〇〇〇円
十六号俸	一四〇、五〇〇円	行政監理委員会委員	三四〇、〇〇〇円
十七号俸	一四〇、五〇〇円	地方財政審議会委員	三四〇、〇〇〇円
十八号俸	一四〇、五〇〇円	労働保険審査会委員	三四〇、〇〇〇円

官 職 名	俸 級 月 額	官 職 名	俸 級 月 額
八号俸	一四〇、五〇〇円	東宮大夫	三四〇、〇〇〇円
九号俸	一四〇、五〇〇円	運輸審議会委員	三四〇、〇〇〇円
十号俸	一四〇、五〇〇円	中央公害審査委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十一号俸	一四〇、五〇〇円	土地鑑定委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十二号俸	一四〇、五〇〇円	科学技術会議の常勤の議員	三四〇、〇〇〇円
十三号俸	一四〇、五〇〇円	宇宙開発委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十四号俸	一四〇、五〇〇円	原子力委員会の常勤の委員	三四〇、〇〇〇円
十五号俸	一四〇、五〇〇円	公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	三四〇、〇〇〇円
十六号俸	一四〇、五〇〇円	行政監理委員会委員	三四〇、〇〇〇円
十七号俸	一四〇、五〇〇円	地方財政審議会委員	三四〇、〇〇〇円
十八号俸	一四〇、五〇〇円	労働保険審査会委員	三四〇、〇〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)の一部を次のよう改正する。

附則中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を削り、第八項を第三項とし、第九項を第四項とし、第十項を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百四十一号)の一部を次のよう改正する。

附則中第三項から第六項までを削り、第七項を第三項とし、第八項を第四項とする。

(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部

七号俸	一一七、〇〇〇円
六号俸	一一三、五〇〇円
五号俸	一〇一、〇〇〇円
四号俸	八九、五〇〇円
三号俸	七九、〇〇〇円
二号俸	六九、五〇〇円
一号俸	六一、五〇〇円

を次のように改正する。

第六条中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のよう改正する。

第七条第二項中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて

昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給

与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内訳とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年十一月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第
二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を、「住居

手当及び通勤手当」に、「通勤手当」を、「住居手当」、通勤手当に、「隔遠地手当」を、「特地勤務手当」これに準ずる手当を含む。以下同じ。」

に、「及び隔遠地手当」を「及び特地勤務手当」に、「自衛官には通勤手当」を「自衛官には住居手当、通勤手当」に改め、同条第二項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項後段を次の

ように改める。

この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第十二条の四、院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、同法同条同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛庁長官が指定する」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の六十一・〇四」を「百分の六十五」に改める。

第十八条第二項中「六千七百円」を「七千三百三十円」に改める。

第十九条及び第二十二条の二第二項中「隔遠地手当」を「特地勤務手当」に改める。

第二十三条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を加える。

第二十四条第二項中「調整手当」の下に「及び住居手当」を加える。

第二十五条第二項中「一万三千二百円」を「一

万六千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地勤務手当」に改める。

別表第一 参事官等俸給表

号	俸	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級					
		俸 給 月 額											
		甲	乙										
1		円 280,000	円 168,000	1	円 127,600	円 94,700	円 —	円 55,200					
2		300,000	186,000	2	133,900	99,200	82,900	58,200					
3		320,000	204,000	3	140,200	103,900	86,500	61,300					
4		340,000	222,000	4	146,600	108,700	90,200	64,400					
5		360,000	240,000	5	153,000	113,500	93,900	68,400					
6		380,000	260,000	6	159,400	118,300	97,700	71,800					
7			280,000	7	165,800	123,200	101,500	75,200					
				8	172,200	128,100	105,200	78,600					
				9	178,600	132,900	108,900	82,000					
				10	184,900	137,500	112,600	85,500					
				11	189,600	142,000	116,200	89,100					
				12	193,800	145,700	119,600	92,700					
				13	196,900	148,900	123,000	96,200					
				14	199,900	151,600	126,400	99,700					
				15	202,900	154,200	128,900	102,800					
				16		156,800	131,300	105,800					
				17			133,700	108,800					
				18				111,800					
				19				108,100					
				20				105,800					
				21				102,800					
				22				99,700					
				23				96,200					

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	尉尉尉 陸海空 准准准	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	士士士 長長長 陸海空	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 54,400	円 51,500	円 48,800	円 41,400	円 36,200	円 34,000	円 30,800	円 28,200	円 25,100	円 23,800
57,300	52,800	51,400	44,000	38,800	36,100	32,300	29,600		
60,200	54,200	54,200	46,800	41,400	38,600	33,900	31,000		
63,100	57,000	57,000	49,600	44,000	41,200	35,600	32,300		
66,100	59,800	59,800	52,400	46,800	43,800	37,300			
69,100	62,500	62,600	55,200	49,600	46,400	39,000			
72,000	65,300	65,300	57,900	52,300	48,200				
74,800	68,000	68,000	60,600	54,800	50,000				
77,500	70,700	70,600	63,200	56,900	51,700				
80,100	73,400	73,200	65,700	58,900	53,300				
82,600	76,100	75,800	68,200	60,800	54,800				
85,100	78,700	78,400	70,700	62,700	56,300				
87,500	81,200	80,900	73,200	64,600	57,700				
89,900	83,600	83,300	75,600	66,400	59,100				
92,300	86,000	85,700	77,900	68,100	60,500				
94,700	88,400	88,100	80,200	69,500					
97,100	90,700	90,300	82,300	70,900					
99,400	93,000	92,500	84,400						
101,500	95,200	94,700	86,500						
103,300	97,400	96,900	88,600						
			99,100	98,500	90,200				

官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、第十九項を削り、以下二項ずつ繰り上げる。

(防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項から附則第十六項までを削り、附則第十七項中「指定職甲欄適用職員」を「新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十项を附則第十項とする。

附 則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

(俸給の切替え)

昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、次項及び附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

切替日の前日において防衛庁職員給与法別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与法別表第一の陸将、海将及び空将

の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による

改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により切替日の前日においてその者等級が一般職給与法別表第五イの一等級又は同

法別表第六の一等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日の前日においてその者が受けた俸給月額が附則別表に掲げられている職員の切替日における俸給月額は、それぞれの者が受けた俸給月額に対応する同表に定める俸給月額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

附則第三項及び前項の規定により切替日ににおける俸給月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表

第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空			將 將 將			陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐			3等陸佐 3等海佐 3等空佐			1等陸尉 1等海尉 1等空尉		
	俸 級 月 額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額		
	甲	乙	丙															
1	円 280,000	円 168,000	円 136,600	円 116,600	円 97,100	円 82,200	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 63,700	円 63,700	
2	300,000	186,000	143,000	121,600	101,700	85,600	78,400	78,400	78,400	78,400	78,400	78,400	78,400	78,400	78,400	66,800	66,800	
3	320,000	204,000	149,500	126,600	106,500	89,200	71,800	71,800	71,800	71,800	71,800	71,800	71,800	71,800	71,800	70,000	70,000	
4	340,000	222,000	156,000	131,500	111,400	92,800	85,300	85,300	85,300	85,300	85,300	85,300	85,300	85,300	85,300	73,200	73,200	
5	360,000	240,000	162,600	136,500	116,400	96,400	88,800	88,800	88,800	88,800	88,800	88,800	88,800	88,800	88,800	76,500	76,500	
6	380,000	260,000	169,100	141,500	121,400	100,000	92,300	92,300	92,300	92,300	92,300	92,300	92,300	92,300	92,300	79,800	79,800	
7		280,000	175,600	146,500	126,400	103,900	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	95,700	83,100	83,100	
8			182,100	150,900	131,300	107,700	99,100	99,100	99,100	99,100	99,100	99,100	99,100	99,100	99,100	86,400	86,400	
9			188,600	154,600	136,200	111,500	102,500	102,500	102,500	102,500	102,500	102,500	102,500	102,500	102,500	89,700	89,700	
10			198,400	157,800	140,600	115,300	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800	93,000	93,000	
11			197,200	160,700	144,900	119,100	109,100	109,100	109,100	109,100	109,100	109,100	109,100	109,100	109,100	96,300	96,300	
12			200,900	163,500	148,400	122,900	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	99,600	99,600	
13				166,200	151,400	126,500	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	102,900	102,900	
14				168,900	153,900	130,000	117,400	117,400	117,400	117,400	117,400	117,400	117,400	117,400	117,400	105,400	105,400	
15					156,400	133,400	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	107,900	107,900	
16						136,800	122,500	122,500	122,500	122,500	122,500	122,500	122,500	122,500	122,500	110,400	110,400	
17						139,300	124,600	124,600	124,600	124,600	124,600	124,600	124,600	124,600	124,600	112,300	112,300	
18						141,800	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	114,200	114,200	
19						144,300	128,600	128,600	128,600	128,600	128,600	128,600	128,600	128,600	128,600	116,100	116,100	
20						146,800	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	130,500	
21						149,200	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	132,400	
22						151,600												

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の

号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の一般職給与法(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けれる俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとして職務との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職務の等級及びその者が受けている俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(調整手当に関する経過措置)

新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十五条の規定は、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十五条の規定による切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

(特地勤務手当に関する経過措置)

旧法第十四条第二項において準用する改正前の法律第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員に対する新法第十四

条第一項において準用する一般職給与法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額については、一般職給与改正法附則第十項の規定の例によることとする。

(平均給与額計算の基礎となる給与の経過措置)

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る新法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「調整手当」とあるのは「調整手当(防衛庁職員給与法)」による改正前の防衛庁職員給与法職員給与法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)又は防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)又は防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の規定による暫定手当を含む。)と、「特地勤務手当」とあるのは「特地勤務手当(昭和四十五年改正法による改正前の防衛庁職員給与法第十四条の規定による隔遠地手当を含む。)」とする。

(給与の内払)

旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、新法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

(政令への委任)

附則第三項から前項までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令

附則別表

職務の等級 俸給表	区分		切替日における俸給額	前日における俸給額
	1等級	2等級		
教育職俸給表(一)	1等級		円 77,440	円 90,400
			72,140	89,000
			75,510	89,000
研究職俸給表		2等級	47,610	60,800
			50,660	60,800

通勤手当、調整手当、宿日直手当、期末・勵勉手当の改定、住居手当の新設、隔遠地手当を特地勤務手当とする改正、高年齢職員の昇給制度の合理化を勧告どおりに実施しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定に伴い特別職職員の俸給月額等の改定を行なおうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定の例に準じ、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。

以上、三法案は、十一月二十七日本院に提出され、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は本会議において趣旨説明が行なわれ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

同提案により附帯決議が全会一致をもって付されました。

附帯決議の内容は次のとおりであります。

高年齢職員の昇給延伸については、該当職員の採用その他の実情に応じ、その実施に当たつてはその処遇に急激な変動を来たさないよう適切な配慮を加えるべきである。

なお、国家公務員の退職手当の改善についても速やかに検討することとし、その際右の事情を十分考慮するよう要望する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○謹長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○天野公義君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、三法案の要旨を申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月十四日付の人事院勧告に基づいて、全俸給表の俸給月額、医師の初任給調整手当、

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、住居手当を新たに設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○謹長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○天野公義君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、三法案の要旨を申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月十四日付の人事院勧告に基づいて、全俸給表の俸給月額、医師の初任給調整手当、

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右両案を内閣提出する。

昭和四十五年十一月二十七日 内閣総理大臣 佐藤 栄作

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部改正
第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「三十万円」を「三十八万五千円」に改める

別表を次のように改める。

別表

判事								最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他高等裁判所長官	報酬月額
一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	四〇〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円	四八三、二〇〇円	六六六、五〇〇円
									三八〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円

判

三

補

七	六	五	四	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号
七	六	五	四	三	二	一
一一八、七〇〇円	一一一、六〇〇円	一四一、五〇〇円	一七五、〇〇〇円	一一〇四、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円
七	六	五	四	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号
七	六	五	四	三	二	一
九〇、〇〇〇円	九八、八〇〇円	八四、〇〇〇円	七三、六〇〇円	六五、六〇〇円	六一、一〇〇円	五四、五〇〇円
七	六	五	四	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号
七	六	五	四	三	二	一
九〇、〇〇〇円	九八、八〇〇円	八四、〇〇〇円	七三、六〇〇円	六五、六〇〇円	六一、一〇〇円	五四、五〇〇円
七	六	五	四	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号
七	六	五	四	三	二	一
一一八、七〇〇円	一一一、六〇〇円	一四一、五〇〇円	一七五、〇〇〇円	一一〇四、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案
正する法律

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十

三年法律第七十六号)の一部を次のように改正す

する。第四条中「調整手当」の下に「、住居手当」を加

える。

別表を次のように改める。

右
国会に提出する。
昭和四十五年十一月二十七日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

別表

官	九 号	一〇八、〇〇〇円
十 号	九八、八〇〇円	九〇、〇〇〇円
十一 号	八四、〇〇〇円	七七、六〇〇円
十二 号		
十三 号		
十四 号		
十五 号		
十六 号		
十七 号		

区	分	俸 給 月 額
次 長	長	四八三、二〇〇円
東 京 高 等 檢 察 府 檢 事 長	總 檢 事	三九〇、〇〇〇円
そ の 他 の 檢 事 長		三九〇、〇〇〇円

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）	3	切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の報酬を受けるに至つた判事及び二号又は三号の報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における報酬の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける報酬月額を基準として、最高裁判所が定める。
附 則	4	裁判官が切替日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による改正報酬その他の他の給与の内払とみなす。
1	この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）から適用する。	
2	切替日の前日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表（以下「改正前の別表」という。）に掲げる五号又は六号の報酬を受ける判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬額等を基準として、最高裁判所が定める。	

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

七 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	三八〇、〇〇〇円
六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	三一〇、〇〇〇円
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一六〇、〇〇〇円
七 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	一一一、〇〇〇円
七 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	一〇四、〇〇〇円
七 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	一七五、〇〇〇円

検

事

八	号	一五八、〇〇〇円
九	号	一三三、六〇〇円
十	号	一一八、七〇〇円
十一	号	一〇八、〇〇〇円
十二	号	九八、八〇〇円
十三	号	九〇、〇〇〇円
十四	号	八四、〇〇〇円
十五	号	七七、六〇〇円
十六	号	七三、六〇〇円
十七	号	六五、六〇〇円
十八	号	六一、一〇〇円
十九	号	五七、三〇〇円
二十	号	五四、五〇〇円
一	号	一七五、〇〇〇円
二	号	一四一、五〇〇円
三	号	一三三、六〇〇円
四	号	一一八、七〇〇円
五	号	一〇八、〇〇〇円

副

檢

事

六	号	九八、八〇〇円
七	号	八四、〇〇〇円
八	号	七七、六〇〇円
九	号	七三、六〇〇円
十	号	六五、六〇〇円
十一	号	五六、六〇〇円
十二	号	五七、三〇〇円
十三	号	五四、五〇〇円
十四	号	四五、五〇〇円
十五	号	五〇、一〇〇円
十六	号	四六、五〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十七号)の一部を次のようにより改正する。

附則中第三項から第五項までを削り、第六項

を第三項とする。

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」といふ。)から適用する。

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の俸給を受ける検事の切替日における俸給の号は、切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の俸給

を受けるに至つた検事のその受けるに至つた日における俸給の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける俸給月額を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

4 檢察官が切替日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内松とみなす。

俸給その他の給与は、第一條の規定による改正後後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内松とみなす。

当委員会におきましては、十二月三日提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して審査に付し、慎重審査の結果、十日質疑を終了、本日、採決の結果、右両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あります。

○議長(船田中君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

補欠

辞任

補欠

三宅 正一君 中谷 鉄也君

三宅 正一君 中谷 鉄也君

吉田 泰造君 西田 八郎君

吉田 泰造君 西田 八郎君

農林水産委員 辞任

農林水産委員 辞任

山下 德夫君 西田 八郎君

山下 德夫君 西田 八郎君

熊谷 義雄君 山崎平八郎君

熊谷 義雄君 山崎平八郎君

中尾 栄一君 別川慈紀夫君

中尾 栄一君 别川慈紀夫君

佐藤 観樹君 田畠 金光君

佐藤 観樹君 田畠 金光君

土井たか子君 田畠 金光君

土井たか子君 田畠 金光君

江藤 隆美君 久保田円次君

江藤 隆美君 久保田円次君

山下 德夫君 森田重次郎君

山下 德夫君 森田重次郎君

辞任

辞任

中谷 鉄也君 三宅 正一君

中谷 鉄也君 三宅 正一君

吉田 泰造君 田代 文久君

吉田 泰造君 田代 文久君

田代 文久君 中谷 鉄也君

田代 文久君 中谷 鉄也君

米原 裕君 田代 文久君

米原 裕君 田代 文久君

田代 文久君 米原 裕君

田代 文久君 米原 裕君

辞任

辞任

中谷 鉄也君 田代 文久君

中谷 鉄也君 田代 文久君

秋田 大助君 田代 文久君

秋田 大助君 田代 文久君

宮澤 喜一君 田代 文久君

宮澤 喜一君 田代 文久君

通商産業大臣 辞任

通商産業大臣 辞任

自治大臣 田代 文久君

自治大臣 田代 文久君

国務大臣 中曾根康弘君 田代 文久君

国務大臣 中曾根康弘君 田代 文久君

辞任

辞任

山中 貞則君 田代 文久君

山中 貞則君 田代 文久君

辞任

辞任

益谷 秀次君 田代 文久君

益谷 秀次君 田代 文久君

辞任

辞任

産業公害対策特別委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
辯任 補欠

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
道路交通法の一部を改正する法律案
自然公園法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
農薬取締法の一部を改正する法律案
騒音規制法の一部を改正する法律案
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案
公害対策基本法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案
農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案
下水道法の一部を改正する法律案
海洋汚染防止法案
廃棄物処理法案
裁判官並びに検察官については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額と、その他の裁判官並びに検察官についても、これに対応する一般職の職員の俸給の増額をおおむね同一の比率でこれを増額し、本年五月一日にさかのぼつてこれを適用しようとすることがあります。

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

附屬品若しくは原材料の製造

ロ

その者が販売又は製造する物品又はその物品の半製品、部品、附屬品若しくは原材料の製造のための設備、器具の製造又は修理

(3) 「下請事業者」とは、資本の額又は出資の総額(個人の場合は従業員の数)が自己より大きい事業者から委託を受けて(2)のイ、ロの行為を業として行なう中小企業者をいう。

(1) 昭和四十五年度に限り、地方交付税の総額は、現行の法定額に政府資金からの借入金五百五十億円を加算した額とし、この加算額は、全額普通交付税として配分すること。

(2) 昭和四十六年度分の地方交付税の総額は、現行の法定額から五百五十億円を減額した額とする。

(3) 給与改定に伴う必要な財源措置を講ずるため、給与費に關係のある昭和四十五年度分の単位費用の特例を設けること。

(4) その他所要の調整規定を設けること。

二 議案の可決理由

地方公務員の給与改定に要する経費を地方公共団体に附与するための措置として、本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度特別会計予算中の大蔵省及び自治省所管「交付税及び譲与税配付金特別会計」において五百五十億円の借入金を予定している。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 船田 中殿

地方行政委員長 菅 太郎

下請中小企業振興法案(内閣提出、第六十三回国会閣法第九六号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、下請中小企業の国民経済における重要な役割にかんがみ、下請中小企業の近代化の効率的促進、下請取引の円滑化をかるための措置を講ずることによりその振興を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) 「中小企業者」とは、次の者をいう。
イ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに従業員の数が三百人以下の会社及び個人

ロ 政令で定める業種については、資本の額又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社並びに従業員の数が、政令で定める従業員の数以下の会社及び個人

ハ 企業組合及び協業組合
イ 「親事業者」とは、資本の額又は出資の総額(個人の場合は従業員の数)が(1)より小さい中小企業者に対し次のいずれかの行為を委託することを業として行なう者をいう。

イ その者が販売又は製造(加工を含む。以下同じ。)する物品又はその物品の半製品、部品、

2 振興基準
(1) 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るために、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見をきいて、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

(2) 振興基準には、次に掲げる事項について定めるものとし、振興基準を定めたときは、遅滞なくその要旨を公表しなければならない。

イ 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項
ロ 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

ハ 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
ニ その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 指導及び助言
イ 下請事業者の明確化及び発注方法の改善に関する事項
ロ 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

ハ 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化等の下請中小企業者に対する構成員となつてゐる事業協同組合(以下「特定下請事業者」という。)とは、特定親事業者の発注事業の明確化、特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化等の下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その振興事業計画が適切である旨の承認を受けることができる。

4 下請中小企業振興事業計画
(1) 政令で指定する業種に属する法人たる親事業者(以下「特定親事業者」という。)と、その特定親事業者の下請事業者で一定の要件を備えているもの(以下「特定下請事業者」という。)が主たる構成員となつてゐる事業協同組合(以下「特定下請組合」という。)とは、特定親事業者の発注分野の明確化、特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化等の下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その振興事業計画が適切である旨の承認を受けることができる。

(2) 振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 振興事業の目標及び内容
ロ 振興事業の実施時期
ハ 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
(3) 振興事業の内容に、特定下請組合が、その組合員たる特定下請事業者及び特定親事業者に対して経費を賦課し、その納付金によつて共同利用施設を設置する事業(以下「共同利用施設事業」という。)がある場合において、その事業を実施するのに準備金を積み立てる必要があるときには、振興事業計画には、その準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

(4) (1)の業種の指定にあたつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

(5) 主務大臣は、振興事業計画の承認申請があつた場合、その振興事業計画が次のイからニまで

に該当するものであると認めるときは、承認をするものとする。

イ 振興事業の目標及び内容が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、その特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

ロ 振興事業の実施時期、必要な資金及びその調達方法並びに共同利用施設事業の経費の賦課基準が、その振興事業を確実に遂行するため適切なものである」と。

ハ 特定下請組合の組合員がその振興事業に参加することについて不當に差別されないものであること。

二 特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分がその振興事業に参加するものである」と。

(6) 振興事業計画について承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、その振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。また、主務大臣は、特定親事業者又は特定下請組合が承認を受けた振興事業計画（以下「承認計画」という。）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

5 資金の確保

政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

6 下請中小企業振興準備金

振興事業計画の承認を受けた特定下請組合が、共同利用施設事業を行なうため、その組合員たる特定下請事業者及びその特定親事業者に対して経費を賦課し、その納付金を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき又はその特定下請事業者若しくは特定親事業者が賦課された金額を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、これらの者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

7 下請企業振興協会

(1) 国及び都道府県は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて次に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、その業務に關して必要な指導及び助言を行なうよう努めるものとする。

イ 下請取引のあつせん

ロ 下請取引に関する苦情又は紛争についての相談

官 報 (号 外)

八 下請中小企業の振興のための調査又は情報の収集若しくは提供

(2) 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

九 附則

(1) 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

(2) 関係法律の改正

二 議案の修正議決理由
中小企業厅設置法及び中小企業信用保険法について所要の改正を行なう。

本案は、下請中小企業の国民経済における重要な役割にかんがみ、その振興を図るための措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、法律の目的その他について一部修正を加える必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯議決を附す」とに決した。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 舟田 中殿

商工委員長 八田 貞義

〔別紙〕

下請中小企業振興法

（目的）

（小字及び一は修正）

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずることとに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、○下請関係を近代化して、下請関係にある中企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、○下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

官報(号外)

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、次号の政令で定める業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三 企業組合

四 協業組合

二 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用することを業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい法人たる中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうものをいう。

一 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附屬品若しくは原材料の製造

一 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附屬品若しくは原材料の製造

3 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人から委託を受けて

前項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうものをいう。

(振興基準)

第三条 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るために下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

2 振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 單価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五 下請事業者の組織化の推進に関する事項

六 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

2 通商産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(振興事業計画)

第五条 政令で指定する業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む法人たる親事業者(以下「特定親事業者」という。)及び事業協同組合であつてその組合員の大部分が当該特定親事業者の営む指定事業について第二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行為を委託した親事業者との取引に關し主務省令で定める要件を備えている下請事業者(以下「特定下請事業者」という。)であるもの(以下「特定下請組合」という。)は、当該特定親事業者が当該特定下請組合の組合員である場合を除き、当該特定親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業(以下「振興事業」という。)について下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」といふ。)を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興事業の目標及び内容

二 振興事業の実施時期

3 振興事業の内容に當該特定下請組合がその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に對して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて共同利用施設を設置する事業(以下「共同利用施設事業」という。)がある場合において、当該共同利用施設事

業を実施するのに準備金を積み立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

⁴ 特定親事業者は、特定下請組合が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

⁵ 第一項の規定による業種の指定にあつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

(承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 前条第二項第一号及び第三号に掲げる事項並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該特定下請組合の組合員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

四 当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものである。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五条第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」といふ。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保)
第八条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(下請中小企業振興準備金)

第九条 第五条第一項の承認を受けた特定下請組合が承認計画で定める同条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき、又は当該特定下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(報告の徴収)

第十条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

(下請企業振興協会)

第十二条 国及び都道府県は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの(以下「下請企業振興協会」という。)に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関する必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。

一 下請取引のあつせんを行なうこと。

二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じること。

三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

(主務大臣等)

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、指定事業及びその指定事業について第二条第一項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。
- 3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。
- (罰則) 第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。
- 附 則
- この法律は、公布の日から施行する。
 - 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のとおりに改正する。
 - 第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七十一号)」を「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。
 - 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のとおりに改正する。
 - 第二条第三項に次の一号を加える。
 - 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第 号)第五条第一項の承認を受けた事業協同組合であつてその承認に係る同項の振興事業を行なうもの及びその構成員であつて当該振興事業に参加するもの(第一号から第三号の一まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。)
 - 第三条の四第二項中「第二号の事業」の下に「若しくは同項第十号の振興事業」を加える。
 - 〔別紙〕
 - 下請中小企業振興法案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
- 一 振興基準の作成、振興事業計画の承認等にあたつては、下請中小企業の自主性の確保について十分配慮するとともに、振興事業計画を実施する下請中小企業者が、必要に応じ自由に他の親事業者とも振興事業計画を実施することができるよう指導すること。
 - 二 親事業者に対して、下請中小企業の組織化・近代化について積極的に協力するよう指導するとともに、発注量、発注単価、代金の支払方法、製品の検査等下請取引について、適正な慣行を樹立する

ることによりその改善を図るよう指導すること。

- 三 下請中小企業振興協会の機構を拡充強化し、各協会間の連絡の緊密化を図る等下請取引のあつせん機能の向上に努めるとともに、下請取引に関する紛争については、十分な調整機能をもち得るよう下請企業振興協会を改組すること。
- 四 下請中小企業振興貸付の貸付わくの拡大、金利の引下げ及び償還期間の延長を図るほか、中小企業振興事業団資金の優先活用等により、振興事業計画の実施に支障を生ずることのないよう十分配慮することとともに、振興事業計画にもとづき下請中小企業者が設置する設備について、税制上の優遇措置を講ずること。

- 五 下請中小企業協同組合の連合会について、その育成強化を図ること。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の期間中ににおける政党その他の政治団体の政治活動の適正化を図るために、機関紙誌及びビラの領布、シンボル・マークの使用、都道府県及び指定都市の議員の選挙における政治活動等に關し所要の措置を講ずるほか、記号式投票及び不在者投票に関する規定を整備しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 投票に関する事項

- 1 地方公共団体の議員の選挙においても、条例の定めるところにより、記号式投票の方法によることができるものとすること。

- 2 選挙当日、その属する投票区の区域外において職務又は業務に從事中であるべき選挙人は、不在者投票を行なうことができるものとし、あわせて不在者投票の手続を簡素化するものとすること。

(二) 政党その他の政治団体の政治活動に関する事項

- 1 選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の届出機関新聞紙誌で、その引き続いて発行されている期間が六月に満たないものは、当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間に限り、政談演説会の会場以外では領布することができないものとすること。
- 2 政党その他の政治団体のシンボル・マークを表示したポスター、立札及び看板の類の掲示又はビラの領布は、政治活動のためのポスター、立札及び看板の類の掲示又はビラの領布に含む

るものとする。

3 確認団体が当該選挙の選挙運動期間中に領布することができる政治活動用のビラは、国会議員の選挙については自治大臣（衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）に届け出た三種類を、その他の選挙については当該選挙を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類をとることができないものとすること。

4 政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示及びビラの領布並びに宣伝告知のための自動車の使用について、都道府県の議会の議員又は指定都市の議会の議員の選挙の行なわれる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これをとることができないものとする。

5 ただし、選挙の行なわれる区域を通じて三人（再選挙、補欠選挙等の場合には一人）以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでないものとする。

(1) 政談演説会の開催については、所属候補者の数の四倍に相当する回数

(2) 街頭政談演説の開催については、次号の規定により使用する自動車で停止しているものの車上及びその周辺

(3) 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台、所属候補者の数が十人をこえる場合において、そのこえる数が十人を増すことに一台を一台に加えた台数

(4) ポスターの掲示については、一選挙区ごとに、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル以内のもの百枚以内、当該選挙区の所属候補者の数が一人をこえる場合にあつては、そのこえる数が一人を増すことに五十枚を百枚に加えた枚数以内

(5) 立札及び看板の類の掲示については

イ その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場で使用するもの

ロ (3) の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

(6) ビラの領布（散布を除く。）については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会

に届けたもの二種類以内

(三) その他の事項

1 その他所要の改正を行なうものとすること。

2 この法律は、公布の日から一月を経過した日から施行するものとし、同日の前日までにその期日が公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙の期間中における政党その他の政治団体の政治活動の適正化等を図るため、必要かつ妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 船田 中殿

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 吉田 重延

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十五年八月十四日付の給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 全俸給表の俸給月額を勧告どおりに改める。（改善率は平均一〇・七%となつていて。）

2 初任給調整手当について、医療職俸給表（適用の医師に対する支給月額の限度を三万二千五百円から四万五千円に引き上げるとともに、その最長支給期間を十五年から二十年に延長する。）

3 調整手当について、甲地のうち、人事院規則で定める地域及び官署の在勤職員に対する支給割合を百分の六から百分の八に引き上げ、医療職俸給表（適用の医師等に対する支給割合を百分の八とし、また、転勤等により支給割合の減少又は手当が支給されなくなる場合の異動保険期間を二年から三年に延長する。）

4 新たに住居手当制度を設け、公務員宿舎入居者等を除き、月額三千円をこえる家賃を支払つている職員に対し、そのこえる額の二分の一の額を三千円を限度として支給することとする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

5 通勤手当について、自転車使用者に対する支給月額を七百円から九百円に引き上げ、自転車等使

- 用者のうち、人事院規則で定める官署に勤務する職員で通勤が不便であると認められる者に対する支給月額を千四百円とする。
- 6 隔離地手当について、その名称を特地勤務手当に改め、離島その他生活の著しく不便な地に所在する人事院規則で定める官署(特地官署)に勤務する職員に対して支給することとし、その支給額は、俸給、扶養手当の月額の合計額の百分の二十五の範囲内で人事院規則で定めるものとする。また、職員が官署を異にして異動し又は官署が移転し、それに伴い職員が住居を移転した場合、それらの官署が、特地官署又は人事院が指定する準特地官署に該当するときは、三年以内の期間(特別な場合はさらに三年以内の期間)特地勤務手当に準ずる手当を支給する。その支給額は、俸給、扶養手当の月額の合計額の百分の四の範囲内の額とする。
- 7 期末、勤勉手当について、六月の支給額をそれぞれ〇・一月分増額して一・〇月分及び〇・六月分とする。
- 8 委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当について、その支給日額の限度を七千二百円から八千三百円に引き上げる。
- (以上、昭和四十五年五月一日から実施)
- 9 宿日直手当について、勤務一回の手当の額を五百十円から六百二十円(その勤務が主として管理、監督等の業務を行なうものにあつては千円から一千二百円)に、土曜日等の退勤時から引き続く場合には七百六十五円から九百三十円(その勤務が主として管理、監督等の業務を行なうものにあつては千五百円から一千八百円)に引き上げ、また、常直的な宿日直勤務に対する手当についても、月額三千六百円から四千四百円に引き上げる。
- (昭和四十六年一月一日から実施)
- 10 五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるものをこえる職員の昇給について、当該年齢をこえたこととなつた日以後の昇給期間は、十八月又は二十四月を下らない期間とする。

- 二 議案の可決理由
- 昭和四十五年八月十四日付の一般職職員の給与改定に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案
- 昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号 議案に関する報告書

は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約九百二十四億円である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年十一月十一日

衆議院議長 舟田 中殿

内閣委員長 天野 公義

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
高年齢職員の昇給延伸については、該当職員の採用その他の実情にかんがみ、その実施に当たつてはその処遇に急激な変動を来たさないよう適切な配慮を加えるべきである。

なお、国家公務員の退職手当の改善についても速やかに検討することとし、その際右の事情を十分考慮するよう要望する。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員についてもその俸給月額の改定等を行ない、昭和四十五年五月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣(現在六十六万六千五百円)及び国務大臣等(現在四十八万三千二百円)は据え置き、内閣法制局長官等は四十三万円とし、政務次官以下については、一般職職員の指定職俸給表の改定に準じ四十万円ないし三十四万円とする。
- 2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は据え置き、大使五号俸は四十三万円とし、大使及び公使四号俸以下については、一般職職員の指定職俸給表の改定に準じ三十九万円ないし二十九万円(一号俸)とする。
- 3 秘書官の俸給月額については、一般職職員の給与改定に準じ十四万五百円(八号俸)ないし六万

- 4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を一万六千四百円に改める。
- 5 非常勤の委員の日額の手当の支給限度額を八千三百円に改める。
- 6 一般職の例に準じ、秘書官に対し、新たに住居手当を支給することとする。
- 7 日本国博覽會政府代表及び沖縄復帰のための準備委員会への日本國政府代表の俸給月額を大使、公使四号俸に準じ三十九万円に改める。

その他、暫定手当の制度を廃止することともに、これに伴う所要の改正を行なうこととしている。

二 議案の可決理由

一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二億円である。

右報告する。

昭和四十五年十一月十一日

号外

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を昭和四十五年五月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給については、一般職の例に準じてその額を改定する。

2 員外居住者に支給している員外手当を、月額六千七百円から七千三百三十円に増額する。

3 防衛大学校の学生に支給している学生手当を、月額一万三千二百円から一万六千五百円に増額する。

4 航空手当の支給限度割合を俸給の百分の六十一・〇四から百分の六十五に改める。

5 一般職の例に準じて、新たに住居手当を設け、隔遠地手当を特地勤務手当に改める。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律等

勤勉手当及び一定年齢をこえる職員の昇給制度について、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用しているので、同法の改正によつて同様の改定が行なわれる」ととなる。

その他、暫定手当の整理に伴い、同手当の支給及び俸給入れ等に関する規定を削除することとするほか、附則において、俸給の切替え、調整手当、特地勤務手当に関する経過措置等を規定している。

二 議案の可決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との權衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三百六十七億円である。

右報告する。

昭和四十五年十一月十一日

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするものであり、その主なる内容は次のとおりである。

1 東京高等裁判所長官およびその他の高等裁判所長官の報酬については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額と、その他の裁判官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額とおおむね同一の比率でこれを増額する。

2 1の改正は、昭和四十五年五月一日にさかのばつて適用する。

3 昭和四十二年の改正法に基づく暫定手当の報酬への繰入れ措置の完了に伴い、暫定手当に関する規定を削除する。

二 議案の可決理由

一 議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般

官報(号外)

の一部を改正する法律案」を提出している。

本案は裁判官についても、一般的の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

必要経費は、十三億三千万円である。

右報告する。

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中殿

法務委員長代理 理事 田中伊三次

衆議院議長 船田 中殿

右報告する。

昭和四十五年十二月十一日

法務委員長代理 理事 田中伊三次

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般的の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても一般的の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするものであり、その主なる内容は次のとおりである。

1 東京高等検察府検事長、次長検事およびその他の検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額と、その他の検察官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額とおむね同一の比率でこれを増額する。

2 1の改正は、昭和四十五年五月一日にさかのぼつて適用する。

3 昭和四十二年の改正法に基づく暫定手当の俸給への繰入れ措置の完了に伴い、暫定手当に関する規定を削除する。

二 議案の可決理由

政府は、人事院勅令の趣旨にかんがみ、一般的の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出している。

本案は、検察官についても、一般的の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

必要経費は六億五千五百万円である。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院会議録第八号

明治二十五年三月三十日
可便物記

一部四十円
(配達料共)

發行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
大藏省印
電話 東京 五八二四四一 (大代)

一四一